

### 第3章 障がい者を取り巻く環境の変化

---

## 1 障がい者に関する制度

### 1 障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待防止法」（「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日に施行されました。

定義	<p>1 「障害者虐待」とは、以下の3つを言います。</p> <p>(1) 養護者による障害者虐待</p> <p>(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待</p> <p>(3) 使用者による障害者虐待</p> <p>2 「障害者虐待」の類型は、以下の5つです。</p> <p>(1) 身体的虐待</p> <p>(2) 放棄・放任(ネグレクト)</p> <p>(3) 心理的虐待</p> <p>(4) 性的虐待</p> <p>(5) 経済的虐待</p>
虐待防止施策	<p>1 「何人も障害者を虐待してはならない」旨を規定、障害者の虐待の防止に係る国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者、使用者などの責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置いています。</p> <p>2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定めています。</p>
その他	<p>障害者虐待対応の窓口となる「障害者虐待防止センター」を設置するように定めています。</p>
市の対応及び相談窓口	<p>施策No.21、25</p> <p>虐待の通報及び相談の窓口として、「熊谷市障害者虐待防止センター」を熊谷市障害者相談支援センター内に設置し、相談を随時受け付けています。</p> <p>連絡先 電話 048-501-5411</p> <p>FAX 048-527-3020</p>

## 2 障害者総合支援法の施行・改正

### (1) 障害者総合支援法の施行

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）と改正し、平成25年4月1日に施行されました。

<p>基本理念</p>	<p>法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げています。</p>
<p>障害者の範囲</p>	<p>「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えています。</p>
<p>障害支援区分の創設</p>	<p>「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」へと改めました。          ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるように、区分の制定に当たっては適切な配慮などを行っています。</p>
<p>障害者に対する支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重度訪問介護の対象を拡大              重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者の他に、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有する者を追加しています。</li> <li>2 共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）へ一元化</li> <li>3 地域移行支援の対象を拡大              地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加えています。</li> <li>4 地域生活支援事業を追加              障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加しています。</li> </ol>
<p>サービス基盤の計画的整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項等についての障害福祉計画を策定するように定めています。</li> <li>2 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化しています。</li> <li>3 市町村が障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等の</li> </ol>

	<p>ニーズ把握等を行うことを努力義務としています。</p> <p>4 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化しています。</p>
市の窓口	<p>施策No.28～50、No.55</p> <p>障害福祉サービスの相談窓口を障害福祉課に設けています。</p>

## (2) 障害者総合支援法の改正

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から3年後を目処として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされています。

この見直しに向けて平成27年4月から12月にかけて社会保障審議会障害者部会において検討が行われ、同年12月14日付けで報告書が取りまとめられました。

その後、この報告書の内容を実現するために必要な法律改正が国会にて可決され、平成28年6月3日公布、平成30年4月1日に施行予定となっています。

今後、国から県を通して詳細な情報が発信されることが見込まれることから、情報収集に努めるとともに速やかに移行できるように準備を進めます。

趣旨	<p>障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行います。</p>
障害者の望む地域生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設します。（自立生活援助）</li> <li>2 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設します。（就労定着支援）</li> <li>3 重度訪問介護について、居宅に相当する場所として厚生労働省令で定める場所も一定の支援を可能とします。</li> <li>4 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設けます。</li> </ol>

障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応	<p>1 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設します。</p> <p>2 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大します。</p> <p>3 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとします。</p> <p>4 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとします。</p>
サービスの質の確保・向上に向けた環境整備	<p>1 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とします。</p> <p>2 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備します。</p>
市の対応	「熊谷市障がい福祉計画(第5期)」において検討します。

### 3 障害者優先調達推進法の施行

「障害者優先調達推進法」（「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」）は、平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。

市の責務	障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。
調達の推進	毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度終了後、調達実績を公表します。
対象となる障害者就労施設等	<p>1 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、生活介護事業所、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）、地域活動支援センター、小規模作業所</p> <p>2 障害者を多数雇用している企業 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所</p> <p>3 在宅就業障害者等</p>
市の対応	<p>施策No.103</p> <p>障害福祉課で、市内にある障害者就労施設等に提供できる物品の照会を行い、市役所各課へ優先的に調達するように働きかけています。</p>

## 4 障害者雇用促進法の改正

「障害者雇用促進法」（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）の改正は、平成 25 年 6 月 19 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。（一部を除く）

<p>改正の ポイント</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雇用の分野での障害者差別の禁止 障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。</li> <li>2 雇用の分野での合理的配慮の提供義務 障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。（当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除きます。）</li> <li>3 相談体制の整備・苦情処理・紛争解決の援助 障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。</li> </ol>
<p>対象となる 事業主の範囲</p>	<p>事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象となります。</p>
<p>対象となる 障害者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者手帳を持っている方に限定されません。</li> <li>2 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または、職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。</li> </ol>
<p>法定雇用率の 算定基礎の見直し</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を追加。法定雇用率は、5 年ごとに見直しとなります。</p>
<p>市の対応及び 相談窓口</p>	<p>施策No.97、98、101、102</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市職員採用枠に身体障害者枠を設けています。</li> <li>2 障がい者の就労及び定着相談支援のために障害者就労支援センターを開設しています。 電話 048-598-7662 FAX 048-598-7663</li> <li>3 障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けた場合、また、「合理的配慮」の提供がなされない場合などの相談窓口を障害福祉課に設けています。</li> </ol>

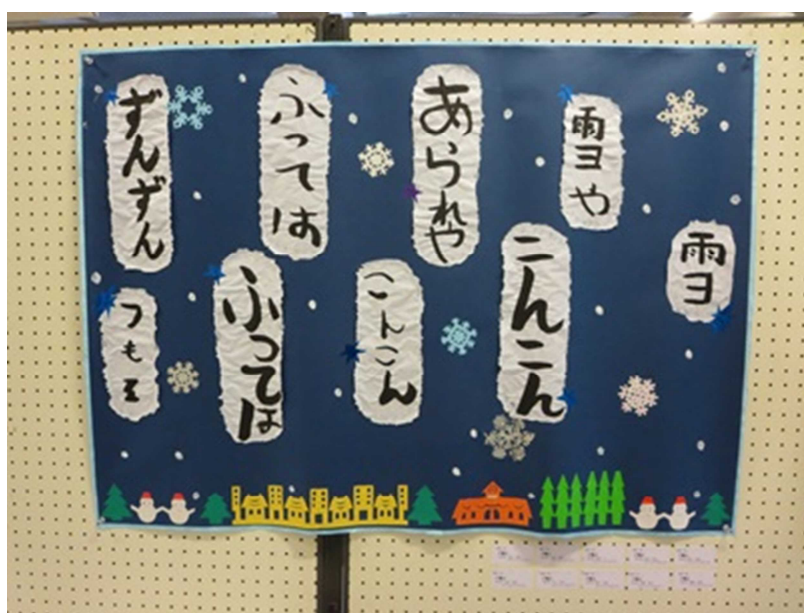
## 5 障害者差別解消法の施行

「障害者差別解消法」（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）は、平成 25 年 6 月 26 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

<p>差別を解消するための措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 差別的取扱いの禁止 国、地方公共団体等、民間事業者は法的義務があります。</li> <li>2 合理的配慮の不提供を禁止 国、地方公共団体等は法的義務があります。民間事業者は努力義務です。</li> <li>3 具体的対応 国、地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定します。（地方は努力義務） 民間事業者は事業分野別の指針（ガイドライン）を策定します。</li> </ol>
<p>差別を解消するための支援措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談・紛争解決の体制を整備しなければなりません。</li> <li>2 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携を図ります。</li> <li>3 普及・啓発活動を実施します。</li> <li>4 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供を行います。</li> </ol>
<p>市の対応及び相談窓口</p>	<p>施策No.22、23、24</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市では、「熊谷市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成し、職員に対して必要な研修・啓発等を行っています。</li> <li>2 地域において、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を受けたことや「合理的配慮」の提供がなされなかったことに対する相談窓口を障害福祉課に設けています。 また、市報やホームページ等を通して啓発活動に努めています。</li> </ol>



題名「見えるかな？透かし絵」



題名「雪」